

## 帰還困難区域の特別通過交通について

平成 24 年 12 月 14 日

平成 25 年 6 月 3 日改定

平成 26 年 1 月 1 日改定

平成 26 年 2 月 22 日改定

平成 26 年 9 月 15 日改定

平成 26 年 12 月 6 日改定

平成 27 年 2 月 28 日改定

平成 29 年 9 月 20 日改定

平成 30 年 4 月 19 日改定

平成 30 年 6 月 15 日改定

平成 30 年 8 月 2 日改定

平成 31 年 3 月 25 日改定

令和元年 9 月 5 日改定

令和 2 年 3 月 4 日改定

令和 2 年 3 月 5 日改定

令和 2 年 10 月 1 日改定

令和 2 年 12 月 10 日改定

令和 3 年 10 月 1 日改定

令和 3 年 11 月 30 日改定

令和 4 年 1 月 26 日改定

令和 4 年 6 月 12 日改定

令和 4 年 6 月 30 日改定

令和 4 年 8 月 30 日改定

令和 4 年 9 月 1 日改定

令和 5 年 3 月 31 日改定

帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議

原子力災害現地対策本部

福島県

田村市

南相馬市

川俣町

広野町

檜葉町  
富岡町  
川内村  
大熊町  
双葉町  
浪江町  
葛尾村  
飯舘村

今回の申し合わせに参加する関係市町村等の復旧・復興の推進を図るため、関係市町村等は、帰還困難区域の特別通過交通に関する関係市町村会議を設置し、帰還困難区域が設定されている市町村、旧警戒区域の市町村等関係市町村において、復旧・復興に資する用務等がある場合には、防犯対策等所要の措置を講じつつ、帰還困難区域内の主要幹線道路の通過を認める枠組みについて協議を行ったところであり、協議の結果については、別紙のとおり申し合わせる。

## 帰還困難区域の特別通過交通に関する申し合わせ

### 1. 本申し合わせの参加者

原子力災害現地対策本部、福島県及び関係市町村<sup>(※1)</sup>とする。

(※1) 旧緊急時避難準備区域に該当する市町村又は避難指示区域に該当する市町村を指し、具体的には、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村をいう。

### 2. 基本的な枠組み

帰還困難区域に立ち入るために、帰還困難区域の公益立入り制度では、帰還困難区域が設定されている市町村（以下、「帰還困難区域市町村」という。）<sup>(※2)</sup>が認める必要があるところ、本申し合わせをもって、帰還困難区域市町村は、要件に合致する案件につき予め認める枠組を設定するものとする。

(※2) 平成25年6月3日時点において、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村が該当。

### 3. 対象ルートの区分

	対象ルート (注1)	地点	入域可能時間	対象者及び 対象ケース	通行証及び ステッカーの要否
(1)	国道114号	南相馬市区間	制限なし	制限なし	不要
(2)	県道49号	南相馬市区間	制限なし	制限なし	不要
(3)	大熊町道東15号 ～県道252号の 西進した一部	国道6号一大熊 町避難指示解除 区域境	制限なし	制限なし (軽車両及び歩行者 を除く)	不要
(4)	県道252号	大熊町道東15 号一国道6号	制限なし	制限なし (軽車両及び歩行者 を除く)	不要
(5)	県道35号～ 国道288号(重 用区間の一部含 む)	双葉町・浪江町 境～双葉町・大 熊町境	制限なし	制限なし (軽車両及び歩行者 を除く)	不要
(6)	国道288号	県道35号～双 葉町避難指示解 除区域境	制限なし	制限なし (軽車両及び歩行者 を除く)	不要
(7)	双葉町道101号 ／双葉町道109 号	浪江町・双葉町 境～双葉町避難 指示解除区域境 ／国道6号～双 葉町道101号	8：00～ 18：00 (注2)	制限なし (自動二輪、原動機付 自転車、軽車両及び歩 行者を除く)	不要

(注1) 対象ルート以外のルートの通行は、緊急事態（例：対象ルートの道路状況が突然の自然災害等により悪化し、やむを得ず当該道路以外の道路を通行する場合）を除き認められない。

(注2) 18：00を最終入域時間とし、合理的な時間内に遅滞なく退域とする。

### 4. スクリーニング

通行者は、参考資料のスクリーニング場等を活用しつつ、自らの責任において適切にスクリーニングを実施することができる。なお、スクリーニングを実施する場合は、帰還困難区域を退出する際に行う。

### 5. 線量計等及び防護装備

線量計等及び防護装備は、必要に応じて、通行者自らが準備し携行する。

### 6. その他

(1) 本件に関して見直しの必要が生じた場合には、関係市町村等が協議し、調整する。

(2) 本件の実施に関する必要な事項については、関係市町村等で相互に調整の上で、定め

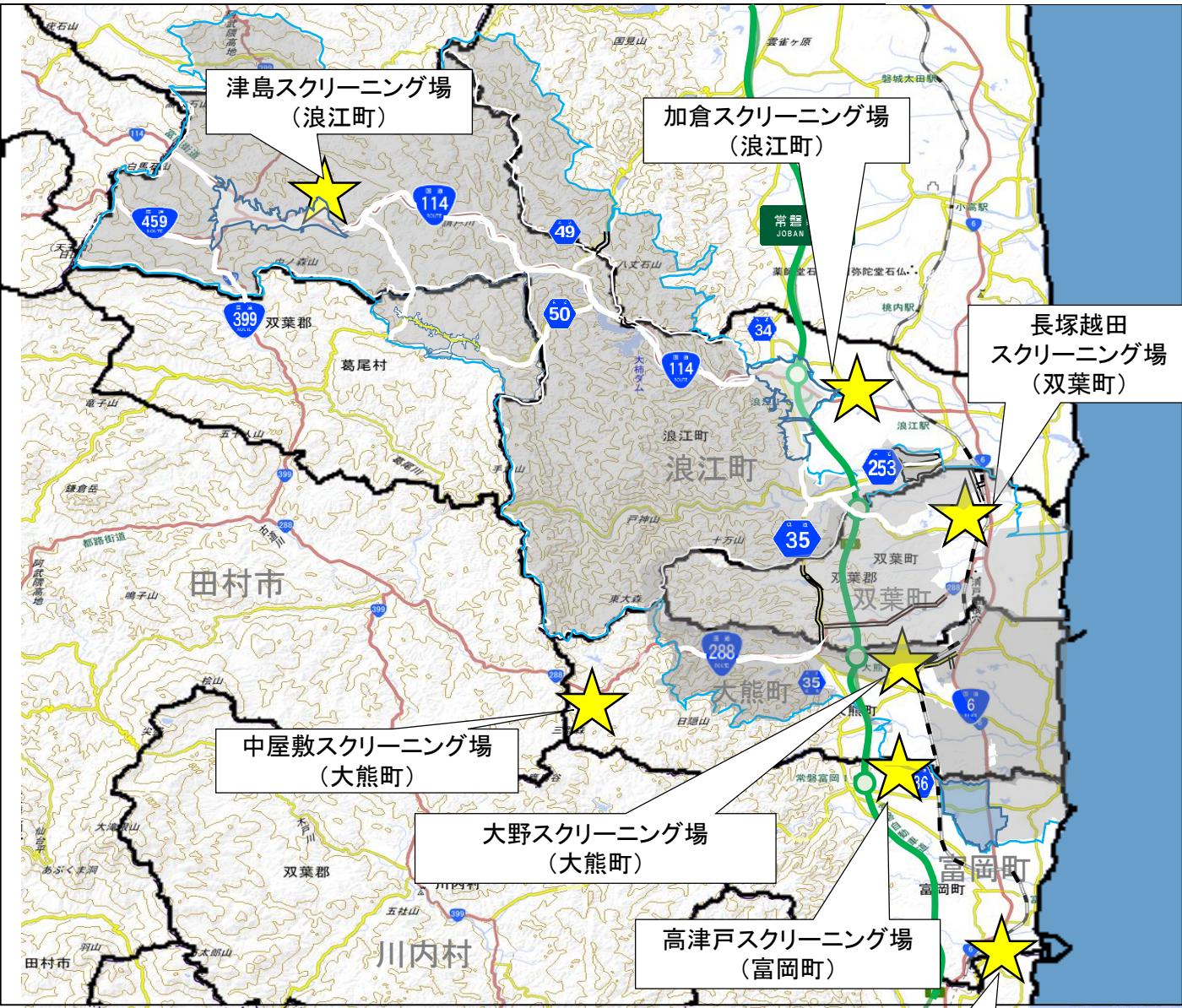
ることができる。

## 7. 経過措置

本文3. の(1)、(2)及び(5)にかかる改定については令和5年3月31日10:00から適用し、令和4年9月1日付け「帰還困難区域の特別通過交通について」の本文3. の(1)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(12)及び(13)については令和5年3月31日10:00にその効力を失う。

# スクリーニング場及び特別通過交通ルート

令和5年3月31日時点



国土地理院地図を加工して作成

## 凡例



スクリーニング場



特別通過交通ルート  
(通行証及びステッカーが不要なルート)



常磐自動車道



立入規制緩和区域  
(四輪車、自動二輪、原付、自転車、徒歩いずれも通行可)

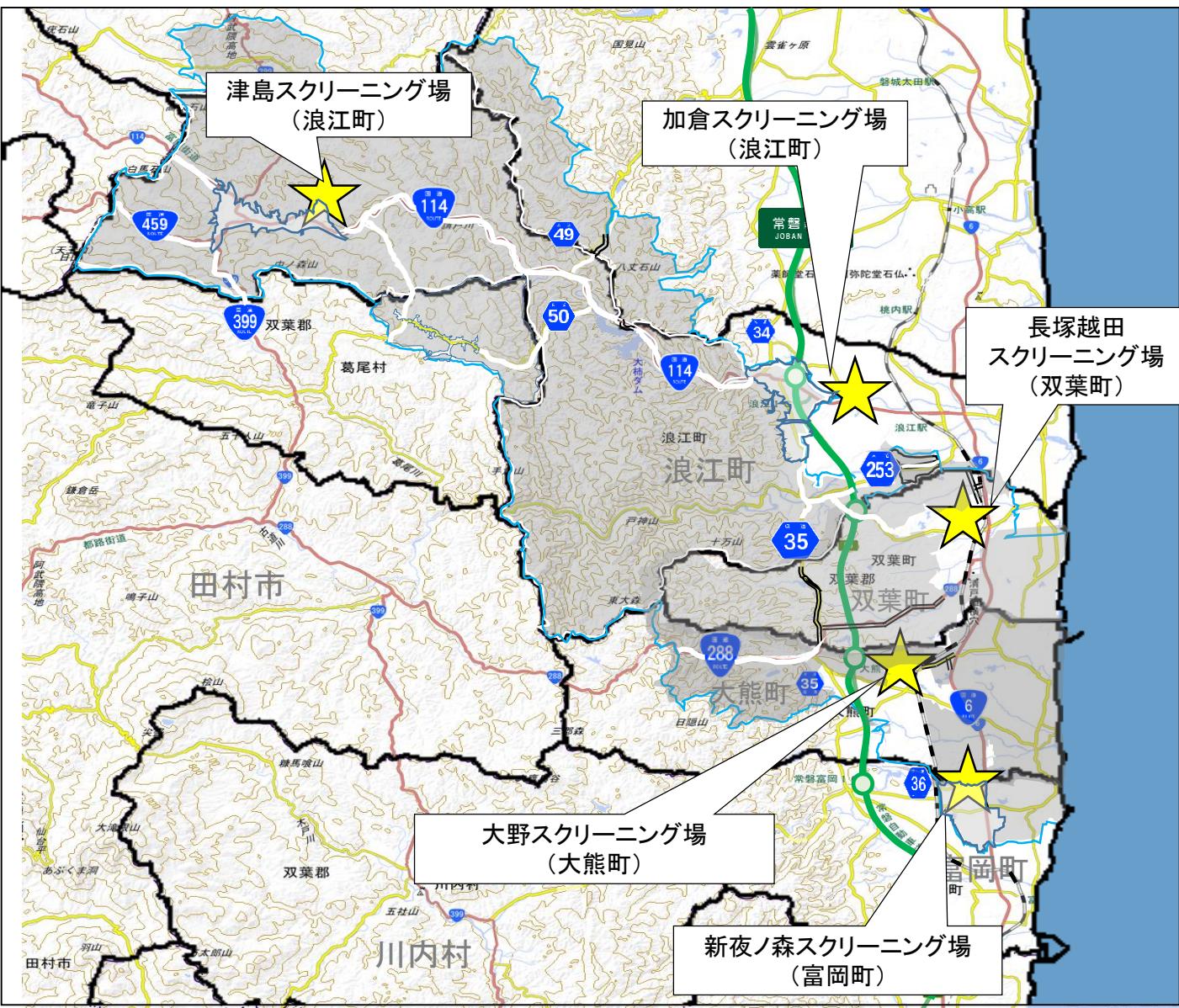
毛薺・波倉スクリーニング場  
(富岡町)

・中屋敷スクリーニング場  
・高津戸スクリーニング場  
・毛薺・波倉スクリーニング場

上記3スクリーニング場は、  
令和5年3月31日閉鎖

## スクリーニング場及び特別通過交通ルート

令和5年4月1日から



国土地理院地図を加工して作成

### 凡例



スクリーニング場



特別通過交通ルート  
(通行証及びステッカーが不要なルート)



常磐自動車道

・新夜ノ森スクリーニング場  
令和5年4月1日開設